平成２３年（フ）第２０２号
神奈川県厚木市三田579番地６
債務者　片倉　雄希
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２０３号
神奈川県厚木市三田579番地６
債務者　片倉　花英
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２８号
大阪府岸和田市堺町６番３号シーサイドパレス堺町301号
債務者　西ノ内　孝（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
大阪府阪南市鳥取中962番地の８
債務者　米澤　豊恵
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３０４号
大阪府泉南郡岬町淡輪3026番地の136、前住所大阪府泉南郡岬町淡輪4569番地の３
債務者　村田美保子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
大阪府泉大津市条南町７番29号
債務者　村上　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
大阪府貝塚市麻生中423番地１　パレ・プルミエール304号
債務者　荻窪　敏弘
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３６３号
大阪府岸和田市西之内町47番６号
債務者　松野下啓二
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
大阪府泉佐野市南中樫井726番地の２
債務者　島内　尚子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
大阪府岸和田市下松町２丁目８番23―203号、前住所大阪府堺市西区浜寺元町３丁351番地１―103号
債務者　森下　正宏
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３７２号
大阪府貝塚市鳥羽271番地１　メイゾン山野10Ｅ
債務者　荒木　紹吾
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
大阪府和泉市府中町６丁目13番175号
債務者　村上　裕美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３７６号
大阪府泉佐野市笠松２丁目５番６号
債務者　井原　　満
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
大阪府泉佐野市笠松２丁目５番６号
債務者　井原　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３７８号
大阪府岸和田市大町４丁目18番６―601号
債務者　吉田　弘美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６２８号
長崎県長崎市上野町６番21号　古田ビル１階奥、住民票上の住所長崎県長崎市上野町７番18号
債務者　西山　達也
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２９号
長崎県長崎市上野町６番21号　古田ビル１階奥、住民票上の住所長崎県長崎市上野町７番18号
債務者　西山　　茜
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係